

守山市障害者施策推進協議会条例

平成 6 年 3 月 31 日

条例第 7 号

(設置)

第 1 条 本市における障害者対策について総合的な施策の推進を図るため、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 26 条第 4 項の規定に基づき、守山市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平 17 条例 12・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項
- (2) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項
- (3) その他障害者に関する施策について必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公益を代表する者
- (3) 社会福祉関係の代表者
- (4) 企業関係の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残期間とする。

(会長および副会長)

第 6 条 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(平 8 条例 2・平 12 条例 2・平 17 条例 1・平 18 条例 19・一部改正)

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行後最初に開催される協議会は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成 8 年 3 月 29 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 12 年 3 月 28 日条例第 2 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年 3 月 29 日条例第 1 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年 3 月 29 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 80 号)第 2 条の規定の施行の日から施行する。

付 則(平成 18 年 3 月 30 日条例第 19 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。